

原管発官 R4 第 181 号
令和 4 年 11 月 11 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小 早 川 智 明

福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 56 年 5 月 7 日付 56 資庁第 4427 号をもって認可を受け、昭和 56 年 8 月 20 日付 56 資庁第 10448 号、昭和 57 年 1 月 26 日付 56 資庁第 17611 号、昭和 57 年 10 月 2 日付 57 資庁第 11479 号、昭和 58 年 3 月 30 日付 58 資庁第 3371 号、昭和 58 年 8 月 29 日付 58 資庁第 11793 号、昭和 59 年 9 月 25 日付 59 資庁第 10915 号、昭和 59 年 11 月 2 日付 59 資庁第 12589 号、昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号、昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号、昭和 61 年 7 月 28 日付 61 資庁第 8658 号、昭和 61 年 9 月 11 日付 61 資庁第 11238 号、昭和 62 年 8 月 21 日付 62 資庁第 10524 号、昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号、昭和 63 年 9 月 1 日付 63 資庁第 9453 号、平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号、平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号、平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号、平成 4 年 12 月 3 日付 4 資庁第 10625 号、平成 5 年 10 月 7 日付 5 資庁第 9765 号、平成 6 年 2 月 28 日付 6 資庁第 126 号、平成 6 年 10 月 7 日付 6 資庁第 10356 号、平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号、平成 7 年 9 月 7 日付 7 資庁第 8714 号、平成 8 年 6 月

14日付8資庁第6099号,平成8年6月25日付8資庁第7478号,平成8年10月11日付8資庁第9732号,平成9年1月31日付平成09・01・09資第10号,平成9年4月7日付平成09・03・13資第29号,平成9年9月30日付平成09・07・22資第15号,平成11年9月8日付平成11・07・23資第19号,平成12年6月12日付平成12・05・19資第3号,平成13年1月5日付平成12・08・03資第4号,平成13年2月20日付平成13・02・15原第1号,平成13年3月30日付平成13・03・23原第17号,平成13年10月10日付平成13・09・11原第4号,平成13年5月7日付平成14・04・01原第12号,平成14年6月20日付平成14・06・05原第12号,平成14年8月28日付平成14・07・12原第8号,平成14年10月30日付平成14・10・18原第15号,平成14年12月24日付平成14・11・15原第6号,平成15年7月23日付平成15・06・30原第49号,平成15年10月3日付平成15・09・01原第3号,平成15年12月17日付平成15・11・17原第10号,平成16年5月24日付平成15・12・24原第25号,平成16年6月18日付平成16・05・28原第37号,平成17年4月4日付平成17・03・16原第3号,平成17年5月20日付平成17・04・20原第24号,平成17年7月27日付平成17・07・12原第7号,平成17年8月22日付平成17・08・08原第26号,平成17年9月16日付平成17・09・01原第6号,平成17年11月28日付平成17・11・09原第4号,平成18年2月22日付平成18・01・27原第16号,平成18年7月18日付平成18・06・30原第20号,平成18年11月28日付平成18・11・13原第22号,平成19年1月24日付平成18・12・22原第9号,平成19年3月19日付平成19・03・05原第10号,平成19年7月9日付平成19・06・22原第9号,平成19年8月31日付平成19・07・31原第17号,平成19年12月13日付平成19・09・28原第39号,平成19年12月13日付平成19・11・30原第13号,平成19年12月25日付平成19・12・14原第10号,平成20年4月17日付平成20・04・03原第13号,平成20年6月17日付平成20・05・29原第18号,平成20年8月22日付平成20・07・11原第27号,平成20年12月12日付平成20・10・31原第13号,平成21年2月12日付平成21・01・28原第11号,平成21年6月8日付平成21・05・22原第6号,平成21年11月25日付平成21・10・30原第10号,平成22年1月22日付平成21・12・16原第8号,平成22年6月14日付平成22・05・26原第2号,平成23年11月28日付平成23・04・28原第14号,平成24年4月11日付平成24・03・15原第20号,平成24年4月19日付平成24・01・13原第15号,平成24年9月6日付20120810原第44号,平成25年8月12日付原管B発第1308123号,平成26年1月22日付原管B発第1401221号,平成26年3月20日付原規規発第1403203号,平成26年7月23日付原規規発第1407235号,平成27年6月10日付原規規発第1506109号,平成27年6月12日付原規規発第1506122号,平成28年1月7日付原規規発第1601077号,平成28年3月3日付原規規発第1603032号,平成28年3月24日付原規規発第16032419号,平成28年12月5日付原規規発第1612051号,平成29年4月3日付原規規発第1704035号,平成29年8月16日付原規規発第1708161号,平成31年1月30日付原規規発第1901302号,平成31年3月27日付原規規発第1903276号,令和2年5月26日付原規

規発第 2005264 号, 令和 3 年 3 月 18 日付原規規発第 2103181 号, 令和 3 年 4 月 28 日付原規規発第 2104287 号及び令和 4 年 5 月 11 日付原規規発第 2205117 号で変更認可を受けた福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を, 別添の福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する (ただし, 下線は含まない)。

2. 変更の理由

(1) 受動形個人線量計の導入に伴う変更

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に伴い, 受動形個人線量計を導入し, 外部被ばくの個人線量評価を実施する。

本変更に伴い, 関連する次の条文の変更を行う。

- ・ 第 5 0 条 (放射線計測器類の管理)

3. 施行期日

この規定は, 原子力規制委員会の認可を受けた後, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

別 添

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
第 7 章 放射線管理				第 7 章 放射線管理				受動形個人線量計の導入に伴う変更
(中略) (放射線計測器類の管理) 第 5 0 条 (中略)				(中略) (放射線計測器類の管理) 第 5 0 条 (中略)				
表 5 0				表 5 0				
分 類	計測器種類	所管GM	数量	分 類	計測器種類	所管GM	数量	
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線管理GM	1式	1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理GM	1台	
	ホールボディカウンタ	放射線管理GM	1台					
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理GM	5台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理GM	5台	
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理GM	5台		汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理GM	5台	
	退出モニタ	放射線管理GM	4台		退出モニタ	放射線管理GM	4台	
	試料放射能測定装置	廃棄物管理GM	1台 ^{*1}		試料放射能測定装置	廃棄物管理GM	1台 ^{*1}	
	集積線量計	放射線管理GM	1式		集積線量計	放射線管理GM	1式	
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線管理GM	7台	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線管理GM	7台	
	エリアモニタ	計測制御GM	52台 ^{*2}		エリアモニタ	計測制御GM	52台 ^{*2}	
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 ^{*3}	—	—	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 ^{*3}	—	—	
	積算線量計測定装置	放射線管理GM	1台		積算線量計測定装置	放射線管理GM	1台	
(省略)				(省略)				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u>令和4年5月11日 原規規発第2205117号</u>） （施行期日） 第1条 この規定は、<u>令和4年5月16日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u>令和 年 月 日 原規規発第 号</u>） （施行期日） 第1条 この規定は、<u>原子力規制委員会の認可を受けた後、令和5年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>受動形個人線量計の導入に伴う変更</p>